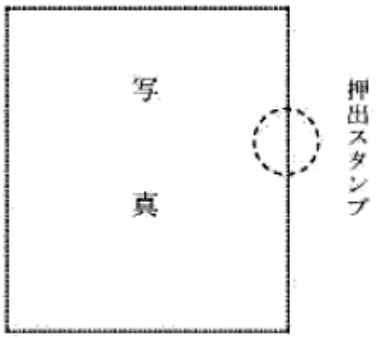
様式第21（第69条関係）

表面

第　　号

電気事業法第107条の規定による立入検査証



職名

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印

裏面

電気事業法抜粋

（立入検査）

第107条　主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第117条の2　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二　第107条第1項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。